

回 覧 令和5年10月15日(三股町)代表☎:52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|------------------|-------|---|
| 〈お知らせ〉 | 1 | ◆「令和5年度三股町表彰式」を実施します
◆「三股町文化祭」を開催します |
| | 2 | ◆献血バスによる献血を実施します
◆令和6年三股町はたちの成人式を開催します |
| | 3 | ◆スポーツの秋！サイクリングでみまたん秋を満喫しませんか？
◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します |
| | 4 | ◆水道管漏水調査を行います
◆家内労働(内職)情報をお知らせします |
| | 5 | ◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています |
| 〈保健と福祉〉
(子ども) | 6 | ◆令和6年4月からの保育園などの入園受け付けが始まります |
| 〈農林畜産業関連〉 | 7 | ◆11月の農業用廃棄プラスチック回収のお知らせ
◆畜産農家の皆さんへ
毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です |
| 〈相談〉 | | ◆「休日(土曜日)無料公証相談」を実施します |
| | 8 | ◆「行政相談」を実施します
◆「人権相談」を実施します |
| | 9 | ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
◆「無料法律相談」を実施します |
| | | ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



◆子育て支援の財源にはふるさと納税が活用されています

ふるさと納税は、●子ども医療費助成事業

- 保育料負担軽減事業(9月から、3歳未満の第1子の保育料を無償化)
- 子育て世帯支援(中学生対象)学校給食費負担軽減事業



など、本町が実施する子育て支援事業の予算にも活用されています。 町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、**本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願いします。**

三股町長 木佐貫 辰生

◆秋夜の長田峡～ライトアップ～を開催します

紅葉シーズンにあわせて、地元「長田峡きらめき隊」の主催でモミジや滝をライトアップします。モミジと溪谷美の昼間と夜間の違いをぜひご覧ください。

- 日程 = 11月1日(水)～30日(木)
- 点灯時間 = 午後5時～8時
- 場所 = 長田峡公園

★お問い合わせは、
都市整備課 都市計画係(2階 ③番窓口) ☎:52-9067(直通)
をお願いします。

◆ふるさとまつりでの「くいまーる臨時便」は運行しません

11月11日(土)、12日(日)に開催する「第31回三股町ふるさとまつり」では、コミュニティバス「くいまーる」の臨時便は運行されませんのでご注意ください。

※通常のダイヤで運行されます。

★お問い合わせは、
ふるさとまつり実行委員会事務局(企画商工課 商工観光係 3階②番窓口)
☎:52-9084(直通)をお願いします。

◆「令和5年度三股町表彰式」を実施します

町では毎年、町政の振興や町民の福祉増進、産業の進展などに功労のあった人、町民の模範と認められる活動をした人などを表彰しています。

式典には誰でも参加できます。

みんなで受賞者を祝福しましょう。

<表彰の種類>

功 勞 賞 … 町政の振興、産業の進展などに功労のあった人・団体

文 化 賞 … 町の文化向上発展に寄与し、その功績が顕著な個人・団体

善 行 賞 … 町民の模範となる活動をした人・団体 など

※同日は、社会福祉の増進に功績のあった個人や団体に対する「社会福祉功
労者等表彰」も行います。

■日 時 = 11月3日(金・文化の日)
午前10時～正午(予定)
※受付開始 午前9時30分

■場 所 = 町立文化会館



★お問い合わせは、
総務課 秘書広報係(2階 ①番窓口) ☎:52-1113(直通)
をお願いします。

◆「三股町文化祭」を開催します

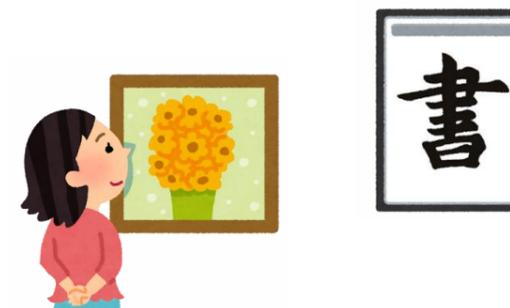
毎年、多くの個人・団体が出展し、絵画・書・木工・陶芸など、各分野の芸術作品を一堂に展示する「三股町文化祭」を、今年も次のとおり実施します。

今年、令和3年度「旅する美術館わくわくアート」県立美術館事業で、三股町と都城市にまつわる河童の民話や伝承を取材し、地域の人材も活用して制作したアニメーション作品「ガラッパどんと暮らす村」が、「映文連アワード 2022」で文部科学大臣賞の受賞を記念した特別上映を文化祭会場で行います。

町ふるさとまつりと同日の開催です。ご家族、ご友人をお誘い合わせのうえ、ぜひ気軽にご来場ください。入場は無料です。

■日 時 = 11月11日(土) 午前9時～午後5時
12日(日) 午前9時～午後4時

■場 所 = 町武道体育館



★お問い合わせは、
町立文化会館 ☎:51-3462 をお願いします。

◆献血バスによる献血を実施します



新型コロナウイルス感染症などの拡大に伴い、宮崎県内での献血のご協力が減少しています。安全な血液製剤を安定して供給するために、皆さんの献血へのご協力をお願いします。

期 日	11月12日(日)
時 間	午前9時30分～正午 / 午後1時30分～午後4時
場 所	ふるさとまつり会場内 (受け付けを行った後、献血車内で行います)

※新型コロナワクチン接種後48時間、インフルエンザワクチン接種後24時間経過すれば献血可能です。

【事前予約のお願い】

混雑回避のため、優先案内ができるため待ち時間の短縮になります。また、スケジュール管理にも役立ちます。

■事前予約の方法 =

- ①宮崎県赤十字血液センターのインターネット会員サイト「ラブラッド」に会員登録して予約する。
「ラブラッド」への会員登録方法と予約方法は、県赤十字血液センターの公式サイトを確認してください。



公式サイトはこちら

- ②前日の午後5時までに電話で予約する。
宮崎県赤十字血液センター血液推進課 ☎:0985-50-1800

※当日の状況によって、やむを得ず予定時間が変更となる場合があります。
※検査後、血液型(Rh±を含む)や健康管理の目安となる検査数値を希望者に通知しています。健康管理にお役立てください。

●400ml 献血にご協力ください●
〈対象・条件など〉・男性17～69歳、女性18～69歳
・体重50kg 以上で体調の良い人など
※ただし、65歳以上の人は60～64歳までに献血経験がある人に限られます。その他、当日の問診で献血できない場合があります。

★お問い合わせは、町健康管理センター ☎:52-8481(直通)をお願いします。

◆令和6年三股町はたちの成人式を開催します

令和6年三股町はたちの成人式を次のとおり開催します。

- 日 時 = 令和6年1月5日(金)
午前10時30分～正午(予定)
- 会 場 = 町立文化会館
- 受 付 = 午前10時～
- 対 象 = 平成15年4月2日～平成16年4月1日の間に生まれた人

※対象者には10月中旬に案内状を送付します。就職・進学で町から転出した人にも、家族が町内在住であれば案内状を送付します。

※参加希望者は、案内状に掲載したQRコードや町公式サイトから、またはお電話で申し込みを行ってください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)
☎:52-9311(直通)をお願いします。

◆スポーツの秋！サイクリングでみまたん秋を満喫しませんか？

町観光協会では、本町の自然や景観を楽しみながら、観光スポットを周遊してもらうための観光ルートモデルを制作しています。今回はモデルルート第1弾として町内の神社を回る「みまたの景色を満喫しながら四社参り」サイクリングマップをご紹介します。このマップには、ビュースポットやオススメの観光地、お店を掲載しているので、ぜひマップを活用し、秋の三股町を満喫しませんか！

【マップ】

サイクリングマップは、町観光公式サイトからダウンロードできます。また、町役場(案内窓口)や三股駅などで配布しています。

町観光 HP
サイクリングマップ



三股町観光協会
Instagram

町内で素敵な写真を撮影できたら、「#ドキドキみまた」「#みまたんよかこ発見」を付けて、SNS に写真をアップしてください！



★お問い合わせは、三股町観光協会事務局(町役場 企画商工課内)

☎: 52-9085(直通)をお願いします。

◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻発^{ひんぱつ}しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。こうした状況を受けて、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めてもらいたいため、補助を希望する人は、建築係までお問い合わせください。

1.耐震診断 R5年度は、定数に達しましたので受付を終了しました。

2.耐震改修工事 ※耐震診断を行っていることが条件です。

耐震診断の評点が倒壊する可能性がある1.0未満のものを、耐震補強設計に基づき「1.0以上」とする改修工事を指します。

■補助額 =

改修工事費の5分の4以内で100万円を限度とします。

※耐震改修工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で耐震改修工事を実施した者(工事施工者など)が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行う制度です。この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます。

※消費税は申請者負担となります。

■耐震改修などの棟数 =

1棟程度

※予算に達し次第、締め切ります。

★お問い合わせは、

都市整備課 建築係(2階 ③番窓口)

☎: 52-9065(直通)をお願いします。



◆水道管漏水調査を行います



町では、限りある水資源の有効活用や漏水による事故などを未然に防止するために、専門業者に委託して道路内の水道管から各住居の敷地内にある水道メーターまでの漏水調査を行います。

■漏水調査の概要

○調査期間 = 11月6日(月)～12月28日(木)

○調査時間 = (昼間)午前9時頃～午後5時頃
(夜間)午後10時頃～午前2時頃

※夜間は道路上での作業のみであり、敷地内への立ち入りはありません。

○調査区域 = 宮村地区

○調査方法 =

①戸別音聴調査

水道メーター、止水栓、仕切弁などに音聴棒をあてて、漏水音の有無を調査します。

②路面音聴調査

漏水探知器などにより、道路に埋設されている水道管の漏水音の有無を調査します。



戸別音聴調査の様子



路面音聴調査の様子

■漏水調査に関するお願い

○戸別音聴調査では、敷地内に立ち入ったうえで、水道メーターや止水栓で音聴棒を使用して、漏水の有無の確認を行います。

また、留守であっても、屋外に水道メーターがあるときは調査しますのでご理解ください。

○町が実施する漏水調査では、調査費用の請求や、物品などの販売を行うことは一切ありません。

また、調査員は町が発行した身分証明書を携帯し、腕章を着用して実施します。不審に思われた場合や気になることがありましたらお問い合わせください。

★お問い合わせは、環境水道課 上水道係(2階 ④番窓口)

☎:52-9080(直通)をお願いします。

◆家内労働(内職)情報をお知らせします



県の就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。(募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。)電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わることもあります。

令和5年9月25日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内(要相談)、 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、 部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万～4万5千円

◎事業所へ 内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください!

就職相談支援センター(家内労働相談窓口)では、無料の情報提供とあっせんを行っています。

★お問い合わせは、

都城就職相談支援センター(都城・小林地区)	
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内
TEL/ファクス	25-0300
受付日	月曜～金曜(土曜、日曜、祝日は休み)
受付時間	午前9時～正午、午後1時～5時



をお願いします。より詳しい情報は、 で してください。

◆高齢者安全運転支援事業(踏み間違い防止)を行っています

■事業内容 =

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車(新車および中古車の購入時の設置は除く)に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

(設置する前に、申請が必要です。)

■補助対象装置 =

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者 =

- ①町内に住所がある自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額 =

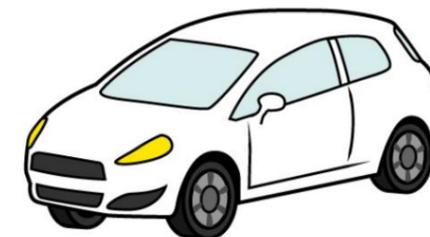
補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取り付けに必要な費用の2分の1以内の額(ただし、制限運転者は3分の2以内の額)とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法 =

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



☆制限運転をはじめましょう ～みやこんじょ・みまたん安心安全運転～

制限運転とは、65歳以上の高齢運転者が自身の体調や運動能力を把握し、自動車を運転する時間帯や場所など自分自身で運転ルールを決め、守ることで交通事故の危険性を減らし、少しでも長く安全運転を続けようという取り組みです。

★お問い合わせは、総務課 危機管理係(2階 ②番窓口)

☎:52-1110(直通) お願いします。

保健と福祉(子ども)

◆令和6年4月からの保育園などの入園受け付けが始まります

新規・継続入園・退園・転園希望者は各園へ早めにお問い合わせください。

■申込書などの配布日・場所 =

配布日：11月1日(水)から配布します。
場所：入園希望の保育園・認定こども園

※書類の受け取りは、
希望する園でお願い
します。

■受付期間・提出先 =

受付期間：11月1日(水)～12月15日(金)(保育園、認定こども園)

提出先：第1希望の園・継続利用する園

※受付期間内に必要書類を提出した人を優先します。

※1号と2号の併願の場合は、2号認定での受け付けとなります。

※定員の関係上、第1希望に入園できない場合もあります。

※2号・3号認定は、町外の保育園・認定こども園への入園には制限があります。

※年度途中で他の保育園・認定こども園への転園は認められません。

■提出書類 =

【新規入園者】

○支給認定申請書兼入園申込書(児童1人につき1部)

○就労証明書(2号・3号認定を申請する人)

【継続利用者】

○現況届(児童1人につき1部)

○就労証明書(2号・3号認定を申請する人)



■無償化に関する申請(新2号) =

1号認定で預かり保育が必要な人・満3歳以上で認可外保育園を利用する人は、別途、施設利用等利用給付認定の申請手続きが必要です。

★お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口) ☎:52-9060(直通)
お願いします。



詳しくは、
町公式サイトへ

農林畜産業関連

◆11月の農業用廃棄プラスチック回収のお知らせ

■11月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日時	回収日：11月8日(水)・11月22日(水) 時間：午後1時30分～3時 ○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。
場所	町一般廃棄物最終処分場(クリーンヒルみまた)
処理料金	農ビフィルム 1kgあたり11円(税込) ポリ(PO) 1kgあたり33円(税込) その他 1kgあたり55円(税込) ※現金支払い

※分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りさせていただきます。

※分別方法やその他の内容は、

町公式サイトにてご確認ください。→



町公式サイト

農業用プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者(農業経営者)が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

★お問い合わせは、

農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎:52-9086(直通)をお願いします。



◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

豚熱の感染は、8月に佐賀県内の2農場で九州にて初めて発生し、9月に国は九州全域をワクチン接種推奨地域に追加しました。

野生イノシシの感染は、北海道と九州を除く34都府県で確認されています。

また、口蹄疫も4年ぶりに韓国で発生しています。

畜産農家におかれましては、伝染病への防疫意識を高め、より一層の防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ①長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ②踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課(3階 ③番窓口)までお越しください。

★お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎：52-9088(直通)をお願いします。



相談

◆「休日(土曜日)無料公証相談」を実施します

都城公証人役場では、毎月第4土曜日に無料相談所を開設しています。
相談は無料です。秘密は固く守られますので、気軽にご相談ください。

期 日	10月28日(土) 11月25日(土) 12月23日(土)
時 間	午前9時 ~ 午後5時
場 所	都城公証人役場 (都城市前田町15街区10の1号)
相談内容	遺言・相続・任意後見契約・尊厳死宣言・賃貸借契約・金銭貸借契約・離婚給付契約等の公正証書作成に関する相談
相談員	公証人役場公証人

※事前の予約が必要です。



★ご予約・お問い合わせは、
都城公証人役場 ☎：22-1804 をお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。

国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	11月6日(月)	11月20日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。



★お問い合わせは、
総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	11月7日(火)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談委員	ぼぼ しんご くらき まさひろ 馬場 真吾 、 黒木 正弘 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局 都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談委員	人権擁護委員・法務局職員

★お問い合わせは、

- ・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎:52-1112(直通)
- ・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎:22-0490 をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】 11月24日(金)
時 間	【都城市】 午後1時～4時
場 所	【都城市】 消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容を把握するため、<u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です(<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外</u>)。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。



★お申し込み・お問い合わせは、
町福祉・消費生活相談センター ☎:52-0999
都城市消費生活センター ☎:23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	11月15日(水)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申込方法	相談は <u>予約制</u> です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜(祝日は除く)
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎:52-1246 をお願いします。

